

健生食輸発0618第2号  
令和8年6月18日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和8年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(ベトナム産ライムの葉のパクロブトラゾール及びプロピコナゾール、ミャンマー産  
緑豆のチアメトキサム並びに韓国産エゴマのパクロブトラゾール)

標記については、令和8年3月31日付け健生食輸発0331第2号(最終改正:令和8年  
6月11日付け健生食輸発0611第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき  
実施しているところである。

今般、ベトナム産ライムの葉及びミャンマー産緑豆について検査命令を解除したこと  
から、令和8年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング通知を下記のとおり改  
正する。

また、過去1年間の検査実績を踏まえ、韓国産エゴマについてのモニタリング通知を  
以下のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

#### 記

1. 別表第2への追加
  - ・ベトナム産ライムの葉及びその加工品(簡易な加工に限る。)のパクロブトラゾール及びプロピコナゾール
  - ・ミャンマー産緑豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)のチアメトキサム
2. 別表第2から削除
  - ・韓国産エゴマ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のパクロブトラゾール
3. 別表第3から削除
  - ・韓国産エゴマ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のパクロブトラゾール(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「BUSAN AGRICULTURAL COOPERATIVE AND FIRE DEPARTMENT」であるものに限る。)